資料２

規制区域の指定について

令和７年１月

大阪市計画調整局　開発調整部　開発誘導課
大阪市経済戦略局　産業振興部　産業振興課　農業担当

盛土規制法で指定される規制区域

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

・都市計画区域
・現に宅地造成が行われている区域
　又は今後宅地造成が行われると予想される区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

宅地造成工事規制区域（旧宅造法）

宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域で、既に市街化された区域や、今後、市街化を図ろうとする区域

※盛土規制法に基づく区域指定までは旧宅造法の規制となる

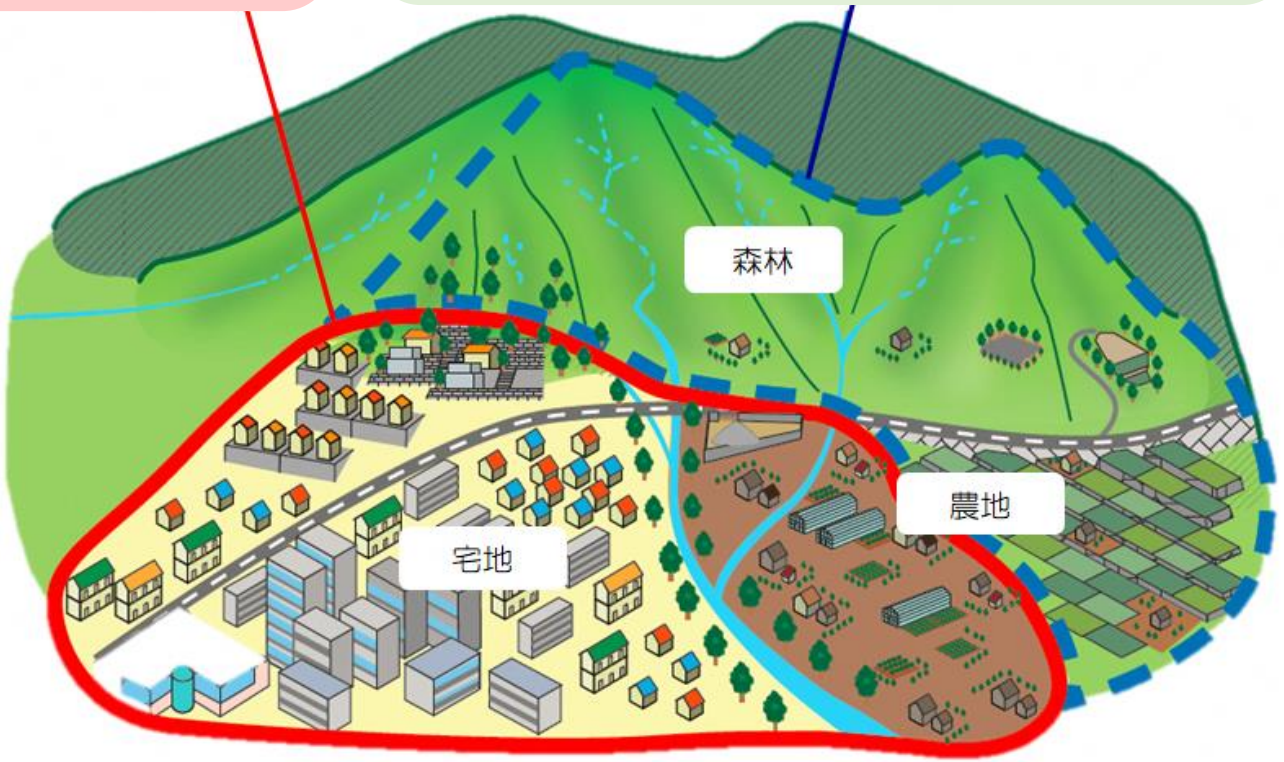

【盛土規制法パンフレットより】

大阪市における規制区域の指定について

＜宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ＞

○ 主に丘陵地にある市街地の区域を指定

大阪市域
規制区域の指定なし

＜盛土規制法における規制区域のイメージ＞

○ 改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定

大阪市全域が
宅地造成等工事規制区域の候補区域となる
（令和7年4月1日に規制区域として指定）

大阪市宅地造成等工事規制区域の候補区域＝大阪市全域

大阪市 宅地造成等工事規制区域の候補区域
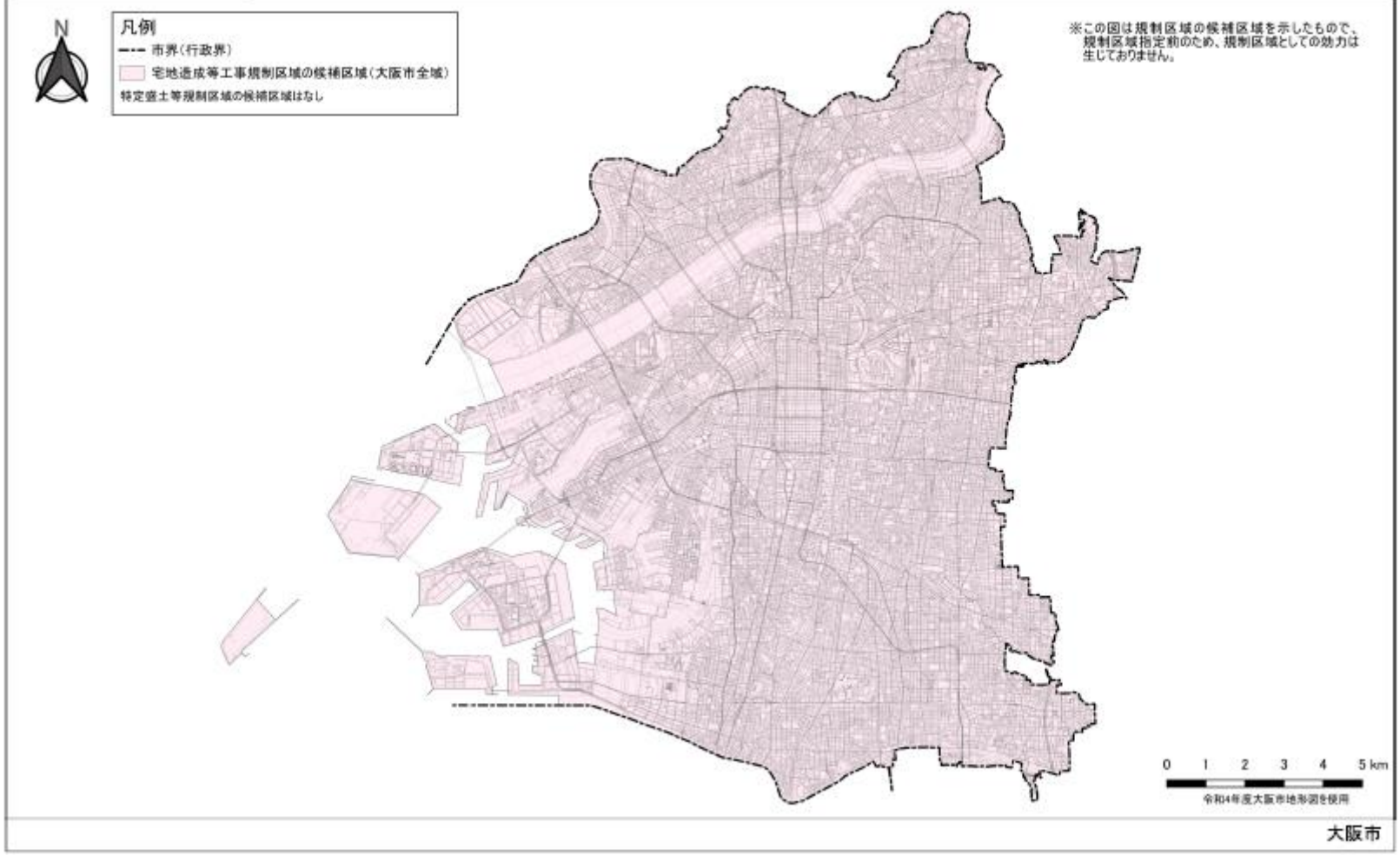
調査時期	令和5年(2023年)9月～令和6年(2024年)2月
所在地	大阪市